

# 「指定（介護予防）通所リハビリテーション」

## 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1. 指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 成美会
代表者氏名	理事長 鈴江 仁志
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	徳島県徳島市佐古8番町4-22 ☎ 088-652-3121 (代) 鈴江病院
法人設立年月日	昭和32年5月2日

### 2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	鈴江病院通所リハビリテーション
介護保険指定 事業所番号	3610123568
事業所所在地	徳島県徳島市佐古8番町4-22
連絡先 相談担当者名	☎ 088-652-3121 090-9553-1966 担当 鈴江 由利子
事業所の通常の 事業の実施地域	原則 徳島市内
利用定員	通所リハビリテーション 38名

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけ医が通所リハビリテーションに対し適正なりハビリテーションサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	1. 心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを実施する。 2. 市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他のサービス提供者と密接な連携に努める。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 但し国民の祝日、年末年始を除く ※状況に応じて祝日等実施又は気象状況等により臨時休業する事もあります。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

#### (4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日 但し国民の祝日、年末年始を除く ※状況に応じて祝日等実施又は気象状況等により臨時休業する事もあります
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分

### 3. 指定（介護予防）通所リハビリテーションについて

#### （１）指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所の職員体制及び職務内容

職種	常勤専従	常勤兼務	職務内容
管理者		1	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
医師		1	心身の状況に応じて適切かつ妥当な診療及び指導を行う
理学療法士	1	3	医師の指示のもとで専門的技術や知識を持って心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを提供する
作業療法士		3	
言語聴覚士		1	
介護職員	2	4	専門的な技術を持って必要な介護の提供を行う
看護師		3	必要な健康管理を行う
事務職員		3	請求等に関する事務を行う

#### （２）指定（介護予防）通所リハビリテーション提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
リハビリテーション計画作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴の介助を行います。
	排せつ介助	介助が必要に応じて、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要に応じて、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士等又は看護職員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

<p>特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)</p>	<p>リハビリテーションマネジメント加算</p>	<p>通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直します。 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して、通所開始日から起算して1月以内に利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行います。</p>
	<p>短期集中個別リハビリテーション実施加算</p>	<p>利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施します。 退院日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2回以上、1回当たり20分以上、1日当たり40分以上実施します。 (リハビリテーションマネジメントを行うことが前提です。)</p>
	<p>栄養改善加算 注) 1</p>	<p>低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切な栄養改善サービスの実施、定期的な評価等を行います。(原則として利用開始から3月以内まで。)</p>
	<p>口腔機能向上加算 注) 2</p>	<p>口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し、医師、言語聴覚士、看護職員、介護職員等が口腔機能改善管理指導計画を作成し、医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員がこれに基づく適切な口腔機能向上サービスの実施をし、定期的な評価等を行います。(原則として利用開始から3月以内まで。)</p>
	<p>口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>口腔の健康状態や栄養状態をスクリーニングし利用者や介護支援専門員等に確信した情報を報告します。 (原則6ヶ月に1回です)</p>
	<p>生活行為向上リハビリテーション実施加算</p>	<p>個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の行為が加齢や廃用症候群等で生活機能が低下した利用者に6ヶ月間で目標を立てリハビリテーションを提供して行きます。</p>
	<p>入浴介助加算</p>	<p>入浴時の利用者の自立支援の見守りの援助、必要に応じて介助や転倒予防等の為の声掛けなど実施いたします。</p>
	<p>科学的介護情報システム</p>	<p>令和3年度介護報酬改定において科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、解析された結果をフィードバックしサービスの質の向上に繋げていきます。</p>

注) 1 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

注) 2 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

(3) 通所リハビリテーションマネジメント加算内容について下記のいずれかを算定します。

リハビリテーションマネジメント加算 (イ)
理学療法士・作業療法・言語聴覚士がリハビリテーション計画を利用者又は、その家族に説明し利用者の同意を得た日の属する月から起算して次の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 1. 同意を得た日の属する月から6ヶ月以内 2. 同意を得た日の属する月から6ヶ月超
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)
(イ)の条件に加え、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省へ提出しリハビリ提供にあたり必要な情報を活用した場合 1. 同意を得た日の属する月から6ヶ月以内 2. 同意を得た日の属する月から6ヶ月超
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)
(ロ)と下記の条件を利用者ごとに満たしている場合 ・事業所の従業員もしくは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること ・多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントをおこなっている事 ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること ・関係各種が通所リハビリテーション計画の内容や情報等や利用者の口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有すること ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。 1. 同意を得た日の属する月から6ヶ月以内 2. 同意を得た日の属する月から6ヶ月超
リハビリテーションマネジメント加算 (B)
リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合上記に加えて270単位追加される。

※ 地域区別の単価(7級地 10.17円)を含んでいます。

※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4) 介護予防通所リハビリテーション加算・減算について

①介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質を評価し、適切なサービス提供とする観点から以下の見直しを行う。

ア リハビリテーション事業所の医師の指示に従い、リハビリテーション計画書を作成し3月に1回以上リハビリテーション会議を開催しリハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに利用者の変化に応じ、リハビリテーション計画書を見直ししていること

イ 利用開始から12月が経過した場合減算する。ただし厚生労働省が定める基準を満たす場合においてはリハビリテーションマネジメントのもとリハビリテーションを継続していると考えられることから減算は行わない。

ウ 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

②口腔・栄養スクリーニング実施について

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算します。

③一体的サービス提供加算について

利用者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供する事を目的として運動器機能向上・栄養改善加算・口腔機能向上のうち、複数の加算を組み合わせて算定して評価する一体的サービス提供加算を実施。

ア 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施している事

イ 利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月について2回以上設けている事

ウ 栄養改善、口腔機能向上加算を算定していないこと

(5) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションその他算定サービス

退院時共同指導加算	令和6年(2024年)6月より退院時の情報連携を促進し退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から医療機関から退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し共同指導を行ったことを評価します。
サービス提供体制強化加算 (I) イ	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして徳島県知事に届け出た事業所が算定します。
介護職員処遇改善加算 (I)	人材確保に向けより効果的な要件とする観点から月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等の要件を見直し事業所内の経験・技能のある職員の充実を図ります。
送迎未実施減算	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道47単位減額されます。

(6) 地域別単価について

平成30年4月より徳島市は「地域区分別の単価」が7級地となり、1単位=10.17円となります。

(7) 提供するサービスの利用料と負担額

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)料金・加算内容一覧表に記載しています。

(8) その他の費用について

食事の提供に要する費用	555円
おむつ代	実費
その他	実費

4. 指定通所リハビリテーション利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者にお届けします。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 請求月の 30 日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

5. 指定通所リハビリテーションの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 通所リハビリテーション従業者の禁止行為について、次の行為は行いません。
  - ① 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
  - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
  - ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
  - ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
  - ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

## 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (2) 虐待を防止するための指針の策定。
- (3) 従業者に対する虐待防止するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置（成年後見人制度の利用の支援等）
- (7) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 7. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 8. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ol>
------------------------	---

<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------------	---

#### 9. 緊急時の対応方法について

通所リハビリテーション利用中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所リハビリテーション提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名</p> <p>保険名</p>	<p>東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>事業活動包括保険</p>
-------------------------	---------------------------------------

#### 11. 心身の状況の把握

指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 12. 居宅介護支援事業者等との連携について

(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「リハビリテーション

計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 13. サービス提供等の記録について

(1) 指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

(2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(3) 提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

### 14. 非常災害対策について

① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。避難訓練実施時期：（毎年2回）

④ 業務継続計画（BCP）を作成し継続した研修や訓練を実施し、各機関との連携を図るようにします。修正箇所があった場合は、その都度研修等実施し職員に周知を行います。

### 15. 衛生管理・感染対策等について

① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生防止やまん延しないように必要な措置を講じます。

③ 指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

### 16. ハラスメント対策について

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時 案件が発生しない為の再発防止策を検討します

(3) 利用者が事業者の従業員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

17. サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 鈴江病院受付(1階) 担当 鈴江 由利子	所在地 徳島市佐古8番町4-22 電話番号 088-652-3121 受付時間 9:00~18:30
【市町村(保険者)の窓口】 徳島市役所 給付係	所在地 徳島市幸町2-5 電話番号 088-621-5585
【公的団体の窓口】 徳島県国民健康保険団体連合会 苦情専用	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-665-7205

重要事項説明書の説明年月日		令和 年 月 日
事業者	所在地	徳島県徳島市佐古8番町4-22
	法人名	医療法人 成美会
	代表者名	理事長 鈴江 仁志
	事業所名	鈴江病院通所リハビリテーション
	説明者氏名	桜木聖子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人又は ご家族 (続柄)	住所	
	氏名	( )

緊急時の連絡先とかかりつけ医

緊急連絡先①	氏名	続柄 ( )
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先②	氏名	続柄 ( )
	住所	
	電話番号	
かかりつけ医	病院名 主治医名	

